

令和3年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 令和3年11月19日(金)
午後3時から午後3時50分まで

2 開催場所 議会棟 第2委員会室

3 出席者

会長 A

委員 B

C

D

事務局 行政経営部 行政総務課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

ただいまから令和3年度第1回個人情報保護運営審議会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

是非とも忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

審議に先立ちまして、前年度の委員の改選後、新たに委員に就任されましたC委員を御紹介させていただきます。

C委員から御挨拶をお願いいたします。

[委員挨拶]

事務局 ありがとうございます。

また、E委員におかれましては、本日所用のため欠席となっております。

本日は、「上下水道局庁舎に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」に係る1件の諮問案件について御審議をいただきます。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は会長にお願いいたします。

(2) 審議

会 長 それでは、審議に入らせていただきます。

 本日の議題であります、令和3年度諮問第1号「上下水道局庁舎に設置する防犯カメラによる個人情報の収集」について、実施機関から御説明をいただきます。

 それでは、実施機関に入室していただきますようお願いいたします。

 [実施機関（企業総務課）入室]

会 長 それでは、所属とお名前をお願いいたします。

 [実施機関（企業総務課）自己紹介]

会 長 それでは、諮問の内容について御説明をお願いします。

 [実施機関（企業総務課）諮問内容説明]

会 長 ありがとうございました。

 それでは、実施機関からの説明は終わりましたので、委員の皆様から何か御質問があればお願いします。

 B委員、お願いします。

B委員 防犯カメラの設置の位置に関連してなのですが、これまでいろいろな犯罪行為につながるような事案が、主に1階窓口付近や職員室の出入口において発生したとありますが、執務室内への侵入のような事案は今までにあったのでしょうか。

実施機関 今までそういった事案はありませんでした。

B委員 分かりました。

会 長 C委員、お願いします。

C委員 本編資料の5ページ(5)の「ウ 画像データの消去方法」に、画像データは上書き消去するとの記載がありますが、画像の保存先であるハードディスクには施錠がされているのでしょうか。

 つまり、企業総務課長が指示をするということですが、一番心配なのは、防犯カメラに撮られたものが勝手に操作されないかどうかということです。

 常にハードディスクには鍵が掛かっていて、基本的に、データは勝手に上書きされるので、故障した場合以外は操作する必要がないとなると、勝手に操作されないように、通常、どのように管理をするのでしょうか。

実施機関 まず、録画装置につきましては、警備員室の中の棚に持ち運びされないように固定させていただく予定でございます。

警備員室につきましては、日中は施錠しておりまして、職員の出入り等ができないようになっております。

また、夜間及び休日につきましては、警備員が常駐しておりまして、警備員が巡回等する際は施錠して巡回するようなこととなっております。

C委員 そうしますと、警備員の方は、操作しようと思えば操作できるということなののでしょうか。

実施機関 機械の操作につきましては、パスワード設定をしまして、第三者には見られない、操作できないような設定を考えております。

C委員 分かりました。

会長 ただいまの質問に関連してなのですが、本編資料5ページの(5)のイに、「録画装置については、警備員室内の施錠が可能な棚の中に格納する。」とありますが、棚自体は施錠しないということなののでしょうか。

実施機関 棚を施錠するということです。

会長 棚も警備員室も施錠し、更にパスワードで管理するということでしょうか。

実施機関 はい。

会長 分かりました。

それでは、D委員、お願いします。

D委員 ただいまの質問に関連しまして、やはり5ページの(5)のイに、「録画装置については警備員室内の施錠が可能な棚の中に格納」とありますが、警備員室は通常、施錠されているのですか。

実施機関 警備員室に警備員がいるときは施錠されておりません。

D委員 警備員がいないときはどうでしょうか。

実施機関 警備員が、警備等で巡回等する際は施錠して巡回することとなっております。

D委員 先ほど、機械の操作についてはパスワードを設定するとありましたが、録画データへのアクセス自体もパスワードを設定していて、セキュリティとして、パスワード保持者でないとデータの操作等もできないようになっているという理解でよろしいですね。

実施機関 はい。

D委員 分かりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

D委員 運用について確認なのですが、本編資料の6の「(3) 運用時間」について、先ほどの御説明ですと、1階窓口付近と正面出入口のカメラは開庁時間だけ運用しますとのことですが、設置場所は施設の出入口付近という性質からして、閉庁時間の職員がいないときについては、窃盗やいたずらなどの可能性が否定できないのであれば、学校の防犯カメラも24時間運用していますので、24時間稼働ということもあると思ったのですが、いかがですか。

実施機関 まず、1階窓口方面の出入口につきましては、午後5時15分を過ぎると施錠しますので、そこからの侵入はできないような状況になっております。

また、職員出入口につきましては、閉庁時間及び閉庁日には警備員が常駐しておりますので、警備員の人的な対応で犯罪や侵入は防げるものと考えております。

D委員 分かりました。

もう1点なのですが、本編資料の5ページの(5)のAに、画像データの保存期間が10日間とありますが、他の事案については14日間保存という案件が多いと思うのですが、10日間で十分だということでしょうか。

実施機関 年末年始等の長期の休みを考慮しても、10日間あれば十分ということで、必要最低限の期間ということで設定をしています。

D委員 分かりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

C委員 本編資料の5ページの(4)なのですが、「防犯カメラ撮影中」という記載がありますが、防犯カメラ自体は前からあって、以前は表示していなかったということなのですか。

抑止効果という目的で、前からカメラの設置はされていて、市民の方はその時から録画していると思っていたかもしれないですよ。

そのような中で、今回新たに防犯カメラが設置されて、以前と違って今度は録画することになりますが、その違いというのは市民には分からないので、どのくらい抑止効果になるのかという疑問があります。

あともう一点は、今度は録画をするわけですから、実際に「録画中」と表記しなくてもいいのかなというところがちょっと気になったのですが、その2点について教えてください。

実施機関 現在の運用においては、「防犯カメラ設置中」という表示をしていますが、今回につきましては、より抑止効果を高めたいと考えておりました、複数箇所への設置をすることによってアピールするということを考えております。

また、「撮影中」という表記には、録画もしているという意味も含めております。

会 長 ほかにはいかがでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、私から質問なのですが、本編資料の4ページの6の(3)の「ウサービスセンター執務室東側ホール」について、「停水執行後3日間（停水執行日を含む。）」と記載がありますが、防犯カメラの運用時間を3日間だけに限定する理由がよく分からないのですが、停水者が午後5時15分以降に来るのは3日間に限られるということなのですか。

実施機関 はい、そうです。

通常の停水事務の流れを御説明いたしますと、まず、月初めに電話催告等をいたしまして、その際に停水の御案内と料金のお支払の御案内をします。

お支払がなされない場合は、催告状の送付と電話の催告をいたしまして、その後、停水の予告通知書を訪問により差し置き等をさせていただきます。

納付期間として1週間の猶予期間を設けまして、毎月15日前後を目途とし、その日から3日間納付がなかった方には停水の手続を行います。

毎月中頃の3日間だけ停水処理をするというような運用をしておりますが、停水処理後、日中に窓口にお越しになった方については、そこで納付いただければ水が出るようになるのですが、どうしても日中お越しいただけない方につきましては、例外的な対応として3日間の夜間に対応をさせていただいているということです。

会 長 実際に業務としてやっている夜間の停水者への対応というのは3日間に限られているので、運用時間を3日間にしたということですね。

実施機関 そうです。

会 長 分かりました。

D委員 対応窓口を3日間と切るのではなくて、対応窓口を設置したときにはその対応時間中はきちんと防犯カメラで対応するという理解でよろしいですか。

実施機関 停水の担当課であるサービスセンターは、これまでも3日間に限定して対応しているということなので、現状では3日間で十分という考え方です。

会 長 仮に将来、運用時間を5日間に延ばしますという場合には、またそのときに必要に応じて審議会に諮問していただくという理解でよろしいのですか。

実施機関 はい。

会 長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、ほかに質問がないようですので、以上で質疑を終了したいと思います。

実施機関の皆様は退室してください。

[実施機関（企業総務課）退室]

会 長 それでは、諮問第1号について、委員の皆様には御審議をいただきたいと思
います。

初めて出席なさっているC委員もいらっしゃいますので、念のため、宇都宮市個人情報保護条例の該当条文を確認したいと思います。

条例第6条第3項に、「実施機関は個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と規定されておりまして、第1号から第6号まで例外的な場合が定められており、このうち第6号については「前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聞いて、特に必要があると認めたとき」と規定されておりまして。

本審議会では諮問されている案件については、この条文を根拠として諮問されているということになります。

この第6号関係について、手引の27ページによれば、「本人以外から個人情報を収集する場合で第1号から第5号までいずれにも該当しない場合

には、審議会の意見を聞いた上で収集することが特に必要があると認めるときは、収集することができる」とされていますので、これらの規定を踏まえて、御意見を頂戴できればと思います。

併せて、防犯カメラによる個人情報の収集については、宇都宮市の要領として「防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」が定められておりますので、こういったものも踏まえた上で御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いします。

まず、必要性というところから御意見を頂戴したいと思います。先ほどの実施機関の説明によりますと、安全安心に来訪することができるようにしますということと、防犯的な観点からということで、一定の合理性があるものだろうと思いますが、皆様いかがでしょうか。

B委員 一定の合理性はあると考えます。

過去の事件等の事例を見ましても、今までのカメラの設置位置等も見直すべき時期に来ていると思います。

さらに、先ほどの実施機関の説明にもありましたとおり、これまでも市民が録画もしているものだろうと考えていたかもしれませんが、ここで改めて録画機能も付けることが、その後の犯罪の早期解決につながると考えます。

会 長 ほかの委員の皆様いかがでしょうか。

D委員 私も会長、B委員と同じでありまして、合理性はあると思います。

小学校等と比較しても、撮影位置、撮影機の設置場所など、必要最小限に留めており、設置の必要性はあると考えております。

会 長 設置の必要性については、皆様御異論ないということによろしいですね。

[「はい」と言う人あり]

会 長 次に、許容性の観点から、必要最小限の設置、運用なのかという点についてはいかがでしょうか。

D委員 私は、問題ないと思います。

会 長 要領の2ページの4の(1)及び(2)のところに、「設置台数は、設置目的を達成するために必要最小限の台数とすること」、撮影範囲についても「必要最小限の撮影範囲となるように設置すること」などが定められているわけですが、そのような点も踏まえて御意見を頂戴できればと思いますが。

B委員 要領の2ページには、カメラ等設置の表示に関しても規定がされております。

それに従って、先ほどの表現が録画まで含めるべきかどうかというのはあるかもしれませんが、カメラの設置の旨を表示しておりますし、先ほど保存期間について説明がありましたが、14日間以内の必要最小限で10日間ということですので、これも趣旨に沿っていると考えます。

会 長 C委員はいかがでしょうか。

C委員 私も必要最小限であろうと考えます。

表示については、今まで「設置中」と表記していたものを「撮影中」に変更するというのが、要領には規定されていないですが、これまでの「設置中」という表記のままであっても、大体の人は録画もしていると思っていたのではないかとは思いますが、今回の取組は許容の範囲内だと思います。

会 長 実施機関の説明によりまして、この「防犯カメラ等の設置及び運用に関する要領」に留意して設置、運用しますということでしたので、要領のとおり表記をするわけではないですが、この要領に従った運用をするということと考えてよいと思いますので、特にこの点も問題になることはなさそうでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 ほかに何か御意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言する人なし]

会 長 それでは、諮問第1号については、防犯カメラの設置について問題は認められないものということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、審議会の意見として、問題ないという方向で答申することといたします。

以上で諮問第1号に係る審議は終了とさせていただきます。

答申につきましては、委員の皆様のご意見を踏まえて、会長一任により作成させていただき、委員の皆様には答申案を事務局から後日送付いたしまして、指定の期日までに内容を確認していただくという手順を進めますが、それでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会 長 それでは、そのような手順で進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

 この審議会の次第によりますと、「3 その他」となっておりますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

 [「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは事務局から何かございますか。

事務局 本日の議事録につきましては、準備が出来次第、メール又は郵送等によりお送りいたしますので、御確認いただければと思います。

会 長 それでは、これで令和3年度第1回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

 本日はありがとうございました。